

計画作成年度	令和元年度 (令和2年度変更)
計画主体	山口県周南市

周南市鳥獣被害防止計画(変更)

<連絡先>

担当部署名 周南市産業振興部農林課
所在地 周南市岐山通 1-1
電話番号 0834-22-8151
FAX番号 0834-22-8375
メールアドレス norin@city.shunan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、ハクビシン、タヌキ、ツキノグマ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン(ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ、ヌートリア
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	周南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積	被害量	被害金額
イノシシ	水稲、イモ類、野菜 タケノコほか	13.33ha	94,660kg	16,835千円
ニホンザル	野菜、果樹、マメ類 生シイタケ	1.89ha	29,216kg	5,508千円
カラス	果樹(ブドウ、ナシ)	0.56ha	5,765kg	2,551千円
ノウサギ	イモ類(じゃがいも)	0.01ha	116kg	12千円
タヌキ	イモ類、果樹	0.02ha	286kg	60千円
ツキノワグマ	果樹	0.30ha	1,926kg	650千円
ハクビシン	畑作物、果樹	目撃報告		
カワウ	魚類(アユ)	被害報告が多発		
アナグマ	—	被害報告		
ニホンジカ	果樹(ブドウ、ナシ)	0.02ha	300kg	90千円
アライグマ	—	目撃報告		
イタチ	—	被害報告		
テン(ツシマテンを除く)	—	被害報告		
チョウセンイタチ	—	被害報告		
ヌートリア	水稲、畑作物	被害報告		

※ニホンジカの現状値は令和2年度

(2)被害の傾向

○イノシシ

被害は、年間を通して発生する傾向にある。3月から5月にかけて林産物被害、及び畦畔掘り起こしによる水田被害、8月から10月にかけて水稻、イモ類、マメ類、野菜、果樹被害が発生している。特に8月以降は、水稻、野菜、果樹等の成熟、収穫期が重なるため被害が多くなっている。被害区域は、中山間地域のみならず臨海地域を含む市全域に及んでいる。

○ニホンザル

被害は、年間を通して発生しているが、夏から秋にかけて野菜、果樹被害が多くなっており、中山間地域において被害が多発している。住宅地付近においても出没しており、生活環境の悪化を招いている。

○カラス

被害は、年間を通して発生しているが、特に、夏から秋にかけて果樹被害が多く発生している。被害区域は、市全域に及んでいる。

○ノウサギ

被害は、年間を通して発生しているが、特に、春から秋に畑作物被害が発生している。また、被害区域は、中山間地域を中心に広がる傾向にある。

○カワウ

近年、カワウの目撃情報が増加し、それに伴い漁業被害が増加している。特に、北部の錦川上流域においてアユの稚魚放流後の被害がある。

○ハクビシン

被害は、春から秋にかけて出没情報、土の掘り起し、畑作物や果樹被害報告がある。被害区域は、中山間地域、臨海地域を含む市全域に及んでおり、生活環境の悪化を招いている。

○タヌキ、アナグマ

被害は、小規模であるが報告されている。春から秋に畑作物被害が発生している。

○ツキノワグマ

主に栗や柿への食害や枝折りが夏から秋にかけて中山間地域を中心に発生している。

○ニホンジカ

夏から秋にかけてブドウ、ナシの果実の食害、年間を通して樹皮の食害が発生している。

○アライグマ

中山間地域における目撃が報告されている。具体的な被害報告はされていないが、果樹被害等の発生が予想される。

○イタチ、チョウセンイタチ、テン(ツシマテンを除く)

住宅の天井裏等に侵入し、排泄物等による悪臭を発生、または、激しい物音をたてる等の生活環境被害が発生している。

○ヌートリア

目撃は、年間を通して発生する傾向がある。被害は春から秋にかけて、水稻、畑作物被害報告が発生している。

(3)被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値	目標値	目標値	目標値
		(平成30年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
イノシシ	被害面積	13.33ha	12.00ha	10.66ha	9.33ha
	被害金額	16,835千円	15,151千円	13,468千円	11,784千円
サル	被害面積	1.89ha	1.70ha	1.51ha	1.32ha
	被害金額	5,508千円	4,957千円	4,406千円	3,855千円
カラス	被害面積	0.56ha	0.50ha	0.44ha	0.39ha
	被害金額	2,551千円	2,296千円	2,040千円	1,785千円
ノウサギ	被害面積	0.01ha	0.01ha	0.01ha	0.01ha
	被害金額	12千円	11千円	9千円	8千円
タヌキ	被害面積	0.02ha	0.02ha	0.02ha	0.01ha
	被害金額	60千円	54千円	48千円	42千円
ツキノワグマ	被害面積	0.30ha	0.27ha	0.24ha	0.21ha
	被害金額	650千円	585千円	520千円	455千円
ニホンジカ	被害面積	※ 0.02ha	-	0.02ha	0.01ha
	被害金額	※ 90千円	-	72千円	36千円
ハクビシン	被害報告 目撃報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
カワウ	被害報告 目撃報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
アナグマ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
アライグマ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
イタチ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
テン(ツシマテンを除く)	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
チョウセンイタチ	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少
ヌートリア	目撃報告 被害報告	被害報告 出没情報	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少	被害報告、出 没情報の減少

※ニホンジカの現状値は令和2年度

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>周南市、山口県周南市徳山猟友会、山口県周南市熊毛猟友会、山口県周南市鹿野猟友会及び山口県等関係機関で構成された周南市有害鳥獣捕獲対策協議会のもと、捕獲計画の樹立により捕獲体制が確立され、捕獲が行われてきた。</p> <p>狩猟免許新規取得者について県等の補助を活用し、新規捕獲隊員が増加するよう取り組んだ。</p> <p>捕獲機材(箱わな)の導入を行い、捕獲を行った。</p>	<p>狩猟者(免許保持者)の減少、高齢化に拍車がかかるため、捕獲隊員の確保、育成については、関係機関と連携して取り組む必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>周南市では、鳥獣被害防止施設等整備事業により、電気柵等の防護柵設置に対し補助を行ってきた。</p>	<p>防護柵の設置普及に力を入れるとともに、緩衝帯の整備等広域的な対策について周知、啓発が必要。</p>
知識の普及等に関する取組	<p>市民からの鳥獣被害相談時に、有害鳥獣に関する情報の提供も併せて行っている。</p>	<p>集落全体での鳥獣被害軽減につなげるには、集落等を対象とした研修会の開催等を通じて、知識の普及を図る必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵設置による被害防除、緩衝帯設置や放任果樹除去による生息地管理、猟友会等の捕獲によって総合的に被害防止対策を推進するとともに、個人から地域、集落を主体とした広域的な被害防止策の啓発、周知に努め、有害捕獲から自己防衛による対策へ移行し、鳥獣害に強い地域づくりを行っていく。

今後の計画

- ①有害捕獲における捕獲機材の導入整備、集中的な捕獲活動の実施
- ②狩猟免許の取得促進
- ③侵入防止柵の普及推進・機能向上
- ④地域・集落を主体とした広域的な被害防止策の啓発普及(研修会、緩衝帯設置等)
- ⑤食肉加工施設等についての調査研究

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

周南市有害鳥獣捕獲対策協議会が捕獲隊を編成し、被害防止計画に基づく捕獲又は被害農業者等からの依頼により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン(ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ、ヌートリア	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。
3年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン(ツシマテンを除く)チョウセンイタチ、ヌートリア	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。
4年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ノウサギ、カワウ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、イタチ、テン(ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ、ヌートリア	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材(箱わな等)の導入整備を進めるとともに、山口県猟友会と連携して狩猟免許の取得促進を図る。また、捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

捕獲実績は、平成 28 年度 731 頭、平成 29 年度 520 頭、平成 30 年度 826 頭と推移している。被害金額、面積は拡大傾向にあるため、令和 2 年度以降も捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 1,000 頭とする。

○ニホンザル

捕獲実績は、平成 28 年度 51 頭、平成 29 年度 22 頭、平成 30 年度 22 頭と推移しているが、依然出没情報が多数あることから、令和 2 年度以降も積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画数を 100 頭とする。

○カラス

捕獲実績は、平成 28 年度 173 羽、平成 29 年度 100 羽、平成 30 年度 43 羽と推移している。農作物被害は減少傾向にあるが、特に、果樹被害が深刻化している。令和 2 年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 300 羽とする。

○ノウサギ

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度捕獲はなく、今後の被害増加は推測できないが、令和 2 年度以降も捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 30 羽とする。

○カワウ

漁業被害は、北部の錦川上流域においてアユの稚魚放流後の被害が増加している。よって、引き続き捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 100 羽とする。

○ハクビシン

被害の規模は小さいが畑作物被害が発生しているため、今後も捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 20 頭とする。

○タヌキ

被害の規模は小さいが畑作物被害が発生しているため、今後も捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 40 頭とする。

○アナグマ

農作物被害の規模は小さいが被害報告が寄せられ、捕獲の要望があることから、引き続き捕獲を積極的に進めることとし、捕獲計画数を 40 頭とする。

○ニホンジカ

近年の捕獲実績は平成 29 年度の 1 頭のみであるが、被害報告があり、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 20 頭とする。

○アライグマ

捕獲実績はないが、今後、農林産物被害及び生活環境への被害が懸念されるため、対策が必要であることから、捕獲を推進することとし、捕獲計画数を 5 頭とする。

○イタチ、テン(ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ

生活環境被害の相談が増加しており、今後の被害拡大が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を 10 頭とする。

○ヌートリア

農作物被害の規模は小さいが被害報告が寄せられ、また、出没情報も多数寄せられており、今後の被害の拡大が推測される。よって早期の対策が必要であることから、捕獲を推進し、捕獲計画数を 100 頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度(頭、羽)	3年度(頭、羽)	4年度(頭、羽)
イノシシ	1,000	1,000	1,000
ニホンザル	50	100	100
カラス	300	300	300
ノウサギ	30	30	30
カワウ	100	100	100
ハクビシン	20	20	20
タヌキ	40	40	40
アナグマ	40	40	40
ニホンジカ	10	20	20
アライグマ	5	5	5
イタチ	10	10	10
テン(ツシマテンを除く)	10	10	10
チョウセンイタチ	10	10	10
ヌートリア	100	100	100

捕獲等の取組内容

狩猟期間を除き(ただし鳥獣保護区等については、狩猟期間を含む)、銃器・わなを用いて有害鳥獣の捕獲を実施する。対象区域は市内全域とし、区域は周南市有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊の編成単位で分けるものとする。

ニホンザルについては、別に定める区域において通年で捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		2年度	3年度	4年度
イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ	電気柵	6,000m	6,000m	6,000m
	ワイヤーメッシュ・金網柵	12,000m	15,500m	12,000m
	トタン柵	1,000m	1,000m	1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	啓発チラシ、パンフの配布等により、地域住民を主体とした広域的な被害防止策が行えるような体制整備を図る。
3年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	啓発チラシ、パンフの配布等により、地域住民を主体とした広域的な被害防止策が行えるような体制整備を図る。
4年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	啓発チラシ、パンフの配布等により、地域住民を主体とした広域的な被害防止策が行えるような体制整備を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山口県周南農林水産事務所	被害防止に係る情報提供、指導
周南警察署	警戒体制に係る指揮
周南市	被害防止策の周知、現場調査
周南市有害鳥獣捕獲対策協議会	現場調査、鳥獣の捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

周南市	⇔	山口県・周南警察署・周南市有害鳥獣捕獲対策協議会
山口県	⇔	周南警察署・周南市
周南警察署	⇔	山口県・周南市
周南市有害鳥獣捕獲対策協議会	⇔	周南市

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲した鳥獣の処置については、埋設処分又は焼却処分することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉処理施設について、関連する研修への参加や、既に推進している市町村等から情報収集し、課題等を整理した上で取組み可能であるか検証する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
周南市農林課 熊毛・鹿野総合支所各産業振興担当課	協議会事務局の担当、協議会に関する連絡及び調整 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止情報及び技術の普及、住民への普及啓発
山口県周南農林水産事務所	有害鳥獣関連情報、捕獲、被害防止情報及び技術の提供
山口県周南警察署 山口県光警察署	有害鳥獣関連情報の提供 住民の安全確保
山口県猟友会(周南市徳山猟友会、周南市熊毛猟友会、周南市鹿野猟友会)	有害鳥獣関連情報及び有害鳥獣捕獲の実施 新規狩猟者の育成
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供及び鳥獣の保護
山口県農業協同組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報及び技術の提供
周南森林組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報及び技術の提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の助言
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報、被害防止技術、捕獲技術の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 5 月 7 日設置

民間隊員 1 名、市職員 13 名で鳥獣被害対策実施隊を組織し各種鳥獣被害対策に取り組んでいる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他鳥獣の被害が発生した場合、県や関係機関と協議し計画の見直しを行い、効果的な被害防止を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況等の把握を行う。また、先進的な取り組みについて情報収集を行い、被害防止に有効な手法を集落等に情報提供する。